

カンゲキ大賞 選考規定

第3版 2023年11月15日改定

目次

- 1. この文書の目的
- 2. 賞の目的
- 3. 開催頻度
- 4. 対象作品
- 5. 会員および各組織の定義
 - 5.1. カンゲキ大賞委員会
 - 5.2. 理事会
 - 5.3. 会員
 - 5.4. 選考委員
 - 5.4.1. 役割
 - 5.4.2. 定員
 - 5.4.3. 任期
 - 5.4.4. 選考時期
 - 5.4.5. 資格
 - 5.4.6. 選出方法
 - 5.4.7. 選考委員の解任
 - 5.4.8. その他
 - 5.5. 選考管理委員会
- 6. 選考プロセス
 - 6.1. 選考プロセス概要
 - 6.2. 選考プロセス詳細
 - 6.2.1. 一般選考
 - 6.2.2. 会員選考
 - 6.2.2.1. 1次選考
 - 6.2.2.2. 2次選考
 - 6.2.3. 大賞ノミネート
 - 6.2.4. 最終選考
 - 6.2.5. 結果発表
- 7. 表彰式
- 8. 副賞
 - 8.1. 副賞の利用規定
- 9. その他
- 10. 本規定の変更
- 11. 改訂履歴
 - 11.1. 二版における改訂の概要
 - 11.2. 三版における改訂の概要

1. この文書の目的

- この文書は、特定非営利活動法人カンゲキ大賞委員会(以下、カンゲキ大賞委員会と呼ぶ)が企画・運営する、カンゲキ大賞の選考について規定したものである。
-

2. 賞の目的

- カンゲキ大賞は、以下の目的で実施する。
 - 観客の視点で、その1年でもっとも“人に勧めたい”小劇場の公演を称える。
 - 小劇場演劇について、批評し話題にする場をつくりあげることによって、作品、創作団体の認知度を上げ、小劇場演劇自体の話題性を高める。
 - 優れた公演の再演を促す事で、小劇場演劇を知らない人にも安心して高品質な作品を観に行く機会を創出する。
-

3. 開催頻度

- 毎年一回実施する。
-

4. 対象作品

- 日本国内の観衆を対象に実施された小劇場演劇の公演等。
 - 「小劇場演劇」についての基準は、特に設けない。
 - 選考過程においては、小劇場演劇と呼べるかも含めて、議論の対象とする。
 - 選出対象年の1月1日～12月31日に実施された公演等。(主にこの期間に初日を迎えた公演)
 - 複数の劇場での公演の場合(巡業等)は、その最初の上演が行われた日を基準とする。再演等は、別の公演として選出の対象とする。
 - 同一の公演が、2つの選出対象年度の対象作品とならない限りは、なるべく広い範囲の公演を対象とする。(年をまたいで公演する場合は、初日に順ずる)
 - カンゲキ大賞を受賞して、再演した公演についても対象とする。
-

5. 会員および各組織の定義

- 本賞の選考にあたり、役割を持つ人または組織を、以下のように定義する。

5.1. カンゲキ大賞委員会

- 当規定での「カンゲキ大賞委員会」とは、特定非営利活動法人カンゲキ大賞委員会を指す。

5.2. 理事会

- 当規定での「理事会」とは、本賞の企画・運営を行う、カンゲキ大賞委員会の理事会を指す。
- 構成
 - 理事会の構成は、カンゲキ大賞委員会に準ずる。
- 役割
 - カンゲキ大賞の実施に伴う、運営の実施や、本選考規定等の審議・承認を行う。
 - カンゲキ大賞の実施に伴う、財政的な責任を追う。
 - 本規定で定義している選考過程に問題が生じた時に、裁定や仲裁実施時の判断を行う。

5.3. 会員

- 当規定での「会員」とは、カンゲキ大賞委員会における会員を指す。
- 役割
 - 「会員選考」において、投票によって大賞ノミネート作品を選出する。

5.4. 選考委員

5.4.1. 役割

- 大賞ノミネート作品の映像を視聴し、カンゲキ大賞を選定する。
- 選考過程において、受賞作品決定のための議論や批評等を促す活動を主体的に行う。

5.4.2. 定員

- 最大10名とする。選考委員への立候補数等から、選考管理委員会がその年の定員を決定する。

5.4.3. 任期

- 1年とする。

5.4.4. 選考時期

- 毎年1～2月に、前年度の選考委員の選出を行う。
- 選考委員の発表は、最終選考会実施の直前に行う。

5.4.5. 資格

- 会員であること。
- 最終選考作品に「かかわって」いないこと。(大賞ノミネートにて規定)
- 選考管理委員でないこと。

- ただし、第1回カンゲキ大賞・第2回カンゲキ大賞においては、選考管理委員が選考委員に立候補することも可とする。
- 「[選考委員の解任](#)」に記載した条件により、権利を喪失していないこと。

5.4.6. 選出方法

- 以下の方法で選考委員を選出する。
 1. 全ての会員が、選考委員に立候補することができる。立候補する会員は、実施要項に定められた期日内に、理事会が定めた立候補届に記入し、提出する必要がある。
 2. 理事会は、立候補者の中から選考委員の候補を、最大20名選出する。
 3. 選考管理委員会は、立候補届に不備のないことを確認したのち、20名の中からランダムな選出方法によって選出し、選考委員とする。
 - 選出する選考委員の数は、前述の候補数の2/3から半数を目安として、選考管理委員会が最終選考会の運営を考慮して決定する。
 - ただし、理事会が選出した選考委員候補から、ランダムな選出方法を用いて選考委員の数を絞り込む事を必須とする。(理事会が選んだ候補の全員が、選考委員になることは許されない。)
 - 選出されなかった残りの候補者は補欠となる。選考管理委員会は、補欠の選考委員を、ランダムな選出方法を用いて順位をつけ、補欠名簿を作成する。

5.4.7. 選考委員の解任

- 選考委員は以下の場合解任される。
- 選考にあたり、利害関係のある団体から贈与等の賄賂等を受けた場合。この場合、カンゲキ大賞の選考委員および選考管理委員となる権利を永久に失う。
- 選考管理委員会が発表を行う前に、選考管理委員であることを公言した場合。この場合、むこう2年間、カンゲキ大賞の選考委員および選考管理委員になる権利を失う。
- 大賞ノミネート作品内示後に、ノミネート作品に「かかわっている」場合。(大賞ノミネートにて規定)
- 大賞ノミネート作品の一般発表後に、ノミネート作品に「かかわっている」ことが判明した場合。この場合、むこう2年間、カンゲキ大賞の選考委員および選考管理委員になる権利を失う。

5.4.8. その他

- 選考委員は、本名、もしくは、ペンネーム等で、選考委員として登録することができる。(透明性を担保するため、みだりに名前を変更する事は認められない)
- 選考委員はSNS等を用い、演劇作品に対する意見交換、意見表明、議論などを積極的に実施している会員であることが推奨される。

5.5. 選考管理委員会

- 役割
 - カンゲキ大賞の選考の運営の実施、および適切に選考がなされているかの監査を行う。
- 定員
 - 運営にかかる労力を考慮の上、理事会にて決定する。
- 任期
 - 1年とする。
- 選出方法

- 理事会にて決定、任命する。
-

6. 選考プロセス

- 以下に示す段階を経て、カンゲキ大賞を決定する。尚、選考プロセスは効率化、客観性の確保等の理由により変更になる場合がある。

6.1. 選考プロセス概要

選考プロセスの概要を以下に示す。各プロセスの詳細は、「[選考プロセス詳細](#)」にて規定する。

1. **一般選考** (一般からの投票により、3作品をノミネート)
2. **会員選考** (会員内での選考により、7作品をノミネート)
 1. **1次選考**(投票による作品のエントリー・絞り込み)
 2. **2次選考**(会員による投票)
3. **大賞ノミネート** (一般選考、会員選考を合わせ、計10作品を大賞ノミネート作品とする)
 1. 大賞ノミネート作品の発表
 2. 選考委員の確定
 3. 選考管理委員の確定
 4. 大賞ノミネート作品の映像視聴
4. **最終選考**(選考委員による映像視聴と議論・投票)
5. **結果発表**

6.2. 選考プロセス詳細

6.2.1. 一般選考

- 概要
 - 一般の方からの投票により作品を選考し、上位3作品を大賞ノミネート作品とする。
- 投票する権利を有する者
 - 一般の個人
 - LINEのIDを有している事。(ひとつのLINE IDにつき、1回の投票が可能)
- 選考対象
 - 対象作品全て
- 期間
 - 12月上旬～翌年2月下旬(予定)
 - 各年の選考期間については別途定め、開催年の実施要領にて周知する。
- 選出方法
 - 選考対象から、優れていると思われる作品1本～5本を選出する。(順位等はつけない)
- 集計方法
 - 作品ごとの得票数を集計し、上位3作品を一般選考作品として大賞ノミネート作品とする。
- 備考
 - この集計結果は、一般投票賞(仮称)としてカンゲキ大賞と共に発表する。
 - 投票者と投票作品に制限は設けない。(創作に関与している者の自己推薦も可。)

6.2.2. 会員選考

- 概要
 - 会員内での選考により、7作品を、大賞ノミネート作品として決定する。

- 2段階の選考（1次選考、2次選考）を行う。
- 投票する権利を有する者
 - 同年の12月31日現在、カンゲキ大賞委員会の会員であること。
 - 選考管理委員ではないこと。ただし、会員数が100名未満の場合は、選考管理委員も投票権を有することができる。
- 投票に関する制限
 - 会員は、自らが作品の創作に関与した作品（以下、「かかわっている作品」）に投票することはできない。
 - 選考管理委員会は、「かかわっている作品」に関するガイドラインを作成し、会員のみ公表する。
 - 会員本人がかかわっている作品でないと判断した場合においても、選考管理委員会がその疑いがあると判断した場合、会員本人に通達しヒアリングを行う他、会員の判断について、変更を促す場合がある。
 - 会員が「かかわっている作品」に投票した場合、その票は無効とする。
 - 選考管理委員会により悪質だと判断される場合は、当該会員の除名や、カンゲキ大賞委員会としての事実関係の公表等の勧告を、選考管理委員会から理事会に対して行う事ができる。

6.2.2.1. 1次選考

- 選考対象
 - 対象作品全て
- 期間
 - 12月上旬～翌1月中旬まで。
 - 各年の選考期間については別途定め、開催年の実施要領にて周知する。
- 選考方法
 - 会員が鑑賞した作品の中から、推薦したい作品を1～5作品選出する。(順位等はずけない)
 - 投票先は公表されない。
 - 選出された作品すべてを、1次選考の結果とする。
 - 同一の作品を選出した会員の数(投票数)を集計し、補足情報として会員内に公開する。

6.2.2.2. 2次選考

- 選考対象
 - 1次選考で選定された作品
- 期間
 - 2月上旬～2月下旬(予定)
 - 各年の選考期間については別途定め、開催年の実施要領にて周知する。
- 選考方法
 - 対象作品の中から、推薦したい作品に対し、1人10点を持ち点として投票する。
- 投票には以下の制約がある。
 - 投票の最小単位は、1点。
 - 1作品には最大7点までしか投票できない。
 - 10点の持ち点を必ず使い切る必要がある。使い切らない場合は無効票となる。
 - 投票内容は、投票期間内であれば何度でも変更可能とする。
- 得票の状況は、SNS等で定期的に公開される。
- 投票先は公表されない。
- 投票を棄権することが可能である。

- 集計方法
 - 作品ごとの得票数を集計し、上位7作品を会員選考作品として大賞ノミネート作品とする。ただし、選考された作品が一般選考において選出されているものと同じの場合は、2次選考の得票結果を繰り上げて大賞ノミネート作品とする。
 - 得票数が同数の作品がある場合、投票者数(その作品に投票した人数)が多い方を上位とする。
 - 得票数と投票者数が同数の場合、7点を入れた人数が多い方を上位とする。決着しない場合は、同様に6点、5点と続けて集計を行い上位を大賞ノミネート作品とする。
 - 更に決着がつかなかった場合は、同位として大賞ノミネート作品数を変更する。
- その他
 - 選考管理委員は、大賞ノミネート作品の決定後、作品に投票した会員がその作品にかかわっていない事を、投票した会員に周知することで確認する。かかわっている事が判明した場合、その票は無効となる。無効票の発生により順位の変動があれば、大賞ノミネート作品の変更を行う。
 - 大賞ノミネートの発表以降で、「かかわっている作品」への投票が判明した場合は、同作品は管理委員会の検討の元、全ての選考の対象外となる。また、カンゲキ大賞の受賞が決定していた場合でも、その効力を失うものとする。

6.2.3. 大賞ノミネート

- 大賞ノミネート作品の発表
 - 一般選考および会員選考の結果を合わせて、大賞ノミネート作品とする。
 - 選考管理委員会は、ホームページ、SNS等を用いて大賞ノミネート作品を発表する。
- 選考委員の確定
 - 選考委員は、大賞ノミネート作品が確定後、自身がノミネート作品にかかわっている作品かについて、遅滞なく判断し、選考管理委員会に申告する義務を迫る。
 - ノミネート作品に選考委員が関わっていることが判明した場合、その選考委員はただちに解任される。
 - 補欠名簿がある場合、補欠名簿の上位から新たに選考委員が任命される。補欠名簿がない、あるいは選考委員を充当する数に達しない場合は、充当できない選考委員は欠員となる。
- 選考管理委員の確定
 - 選考管理委員は、大賞ノミネート作品が確定後、自身がノミネート作品にかかわっている作品かについて、遅滞なく確認し、疑いがある場合はそれを直ちに会員全員に周知する義務を迫る。
 - 申告があった場合、選考委員は、選考管理委員の継続、補充について判断を行う。
- 作品上演団体への確認の実施
 - 選考管理委員は、大賞ノミネート作品の上演団体に連絡をとり、以下を実施する。
 - 大賞に選ばれた際の、受賞の意向確認。(この確認結果は、最終選考の場で選考委員に公表され、最終的には選評等に記載される可能性がある。)
 - 選考委員に向けた、映像の無償提供の呼びかけ。
- 映像の視聴
 - 選考委員は、最終選考に向け、上演団体から無償提供された映像視聴の義務を負う。

6.2.4. 最終選考

- 概要
 - カンゲキ大賞を決定する。
- 選考プロセス

- 選考委員による検討会を実施し、作品についての議論を行う。（詳細は別に定める）
- 選考委員の投票により大賞を決定する。
- 投票する権利を有する者
 - 選考委員であること。
 - 全ての映像提供資料を視聴していること。（実際に鑑賞している作品は除く）
 - 一般投票・会員投票の投票結果・コメント等を確認する事。
- 選考対象
 - 大賞ノミネート作品
- 選考期間
 - 検討会実施の後、ただちに投票を行い決定する。
- 選出方法
 - 1人1票とし、最も優れている作品を選出する。記名投票とする。
 - 棄権が可能。(記名投票のため、棄権したことが公表される)
- 集計方法
 - 過半数以上の得票を得た作品を、カンゲキ大賞受賞作品とする。
 - 過半数以上の得票を得る作品がない場合は、上位の作品に対して決選投票を行う。上位の作品とは、得票の多い方から得票数を累計した場合、66%以上の得票を獲得しているものとする。
 - 決選投票においても得票が同数の場合は、その作品に票を投じた人のうち、実際に観劇している人数が多い作品を選出する。
 - さらに同数の場合は、選考委員内で選考方法を協議の上、再選考の上決定する。

6.2.5. 結果発表

- 選考管理委員は、最終選考結果をホームページ、SNS等で発表する。

7. 表彰式

表彰式を開催する。

- 対象
 - カンゲキ大賞作品
- 授与するもの
 - トロフィー(返還なし)または賞状
 - 副賞
- その他
 - 受賞者にインタビュー等を行う。(機関紙やホームページに取り上げる事への取材)

8. 副賞

カンゲキ大賞の受賞作品の創作団体(以下、受賞団体)に、以下の副賞を贈呈する。

- 副賞の種類 受賞者は、以下のいずれか1つの副賞を選択可能とする。
 - 公演の劇場レンタル費用の負担
 1. 公演のための劇場利用料金の50%を副賞とする。ただし、同団体主催の公演であり、受賞作品の再演で、かつ、金25万円を上限とする。

2. 公演のための劇場利用料金の25%を副賞とする。ただし、同団体主催であるが、受賞作品とは異なる演目の上演で、かつ、金10万円を上限とする。

- 現金の贈呈
 1. 金5万円を副賞とする。

NO.	種別	公演種別	金額
1	劇場レンタル費用	受賞作品の再演	金25万円を上限
2	劇場レンタル費用	受賞作品とは異なる演目	金10万円を上限
3	現金	-	金5万円

8.1. 副賞の利用規定

- 公演の劇場レンタル費用の負担の場合
 - 開催される公演は、カンゲキ大賞委員会が協賛する公演として開催しなければならない。
 - 公演の運営、収益に関しては、カンゲキ大賞委員会は関与しない。劇場のレンタルは、受賞団体にて手配・契約する必要がある。
 - 劇場レンタル費用とは、会場利用料および付帯設備利用料等、一般に劇場等を利用する際にかかる固定費の合計とし、電気料金等の変動費は含まないこととする。
 - 副賞の金額は、劇場などの予約に際して受領する見積りをもって決定することとする。劇場予約時の手付金の支払いまでに、副賞を授与し、利用することが可能である。
 - 受賞決定時に、既に劇場レンタル契約を締結済の公演にも副賞を適用可能。ただし、受賞決定後、6ヶ月後以降に初回の上演が実施される必要がある。
 - カンゲキ大賞委員会の広報活動へ協力する必要がある。
 - 上演の実施に際して作成するチラシ・ポスター・プログラム等に、必ずカンゲキ大賞委員会が指定するロゴと「カンゲキ大賞 大賞作品」等の文字を表示する必要がある。詳細については、チラシ・ポスター・プログラム等の作成時には、理事会に事前に相談する必要がある。
 - 上演に際して物販にて、カンゲキ大賞委員会の収益となる物販活動の運営を実施しなければならない。（受賞団体の物販活動と兼ねることができる）
 - 公演の記録として、カンゲキ大賞委員会で映像・写真等を収録する際には、それに協力する必要がある。またこの記録が、当団体の活動記録および広報活動に利用される事に同意する必要がある。受賞団体が映像撮影を行う計画があり、前記の目的を妨げない場合は、受賞団体からの申し出により共同で映像の収録を行う等を協議する。
 - カンゲキ大賞委員会は、公演の記録として収録等した記録は、営利活動には利用しない。
- 現金の場合
 - 贈呈のみのため、利用規定などは設けない。
 - 賞金受領に伴う税金等の納付は、受賞団体にて実施する必要がある。
- その他
 - カンゲキ大賞の目的に則り、副賞には「再演の上演による劇場レンタル費用の負担」を選択することを推奨する。
 - 「再演」の定義は特に定めない。再演か否かの判定が必要とされる場合は、本賞の目的に即して理事会にて判断の上、受賞団体に通知するものとする。

9. その他

- 大賞を受賞した団体が賞の受賞を辞退する場合や、不正等により受賞取消となった場合は、賞の付与はそのままとし、副賞賞金は翌年に繰り越される。副賞の金額に上限値が設定されている選択肢は、その上限額のみが繰り越されるものとする。

10. 本規定の変更

- 当規定の変更は、理事会によって審議の上、承認される。
- 理事は、ホームページ等を通じて、当規定の変更を周知する。

11. 改訂履歴

改訂日時	版名
2022/01/14	初版
2022/09/14	二版
2023/11/15	三版

11.1. 二版における改訂の概要

- NPOの名称について、認可申請中の団体名称に修正した。
- 賞の目的を修正した。
- 選考対象の作品は「主にこの期間に初日を迎えた公演」とし、合理的な理由があれば、初日が期間内であることに拘らない規定に修正した。
- 選考委員の選考規定を追加した。
- 選考日程は、各年ごとに定められる実施要項で定義するよう修正した。
- 一般選考の投票権を、メールアドレスごと、から、LINE IDごと、に修正した。
- 「かかわっている」作品のガイドラインについて追加した。
- 「かかわっている」作品に投票した場合の罰則について追加した。
- 大賞ノミネート時に、受賞の意向確認実施の規定を追加した。
- 映像の視聴は、無償にて提供されたものを対象とする点を追加した。
- 選考委員は、一般投票・会員投票のコメントの確認義務がある事を追加した。受賞者がいない場合の、賞金の繰り越しについての規定を追加した。
- その他、誤字等について修正した。

11.2. 三版における改訂の概要

- 選考委員の[資格](#)
 - 会員数等を鑑み、第2回カンゲキ大賞においても、選考管理委員が選考委員に立候補することも可とした。
- 大賞ノミネート作品における[一般選考](#)と[会員選考](#)の比率
 - 第1回選考における一般投票数の規模を鑑み、従前は上位2作品であった一般選考からのノミネートを上位3作品へと変更し、併せて会員選考からのノミネートを上位8作品から上位7作品へと

変更する。

- その他細かい表現を修正した。

以上